

# 多賀城市鶴ヶ谷児童館、西部児童センター及び放課後児童クラブ 指定管理者選定の概要

## 1 指定管理に関する取組経過

年月日	事項	概要
平成28年4月1日 ～ 令和3年3月31日	第1期 指定管理者指定	第1期指定管理者 特定非営利活動法人MIYAGI子どもネットワ ーク 選定方法：公募
令和2年8月25日	評価委員会	第1期指定管理者からの実績説明、質疑等を行 い、合格ラインに達しており、次期指定管理者の 候補者の選定を非公募で行うことが適切であると 評価
令和2年9月7日	行政経営会議	第2期指定管理者の候補者を非公募により選定す ることを承認
令和2年10月6日	仕様書(案)等の送 付	第2期指定管理業務の企画提案書の作成に関する 仕様書(案)等を送付
令和2年10月20日	選定委員会	指定管理者指定申請者(現指定管理者)からの企 画提案に関する説明、質疑・審査を行い、現指定 管理者を第2期指定管理者の候補者として選定
令和2年11月16日	行政経営会議	現指定管理者を第2期指定管理者の候補者とする ことを承認

## 2 指定管理の概要

### (1) 指定管理の対象となる施設

- ア 多賀城市鶴ヶ谷児童館及び児童遊園
- イ 多賀城市西部児童センター及び児童遊園
- ウ 多賀城市放課後児童クラブ(6小学校)

### (2) 指定管理者が行う業務の範囲

- ア 児童館及び児童センターの管理運営に関すること。
- イ 放課後児童クラブの管理運営に関すること。
- ウ その他児童の健全育成に関すること。

### (3) 指定管理期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

### (4) 指定管理者候補者の概要

名称 特定非営利活動法人MIYAGI子どもネットワーク

所在地 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目5番13号Bonds & R上杉2階

代表者 代表理事 齋藤 昭雄

設立 平成10年12月1日に設立、平成17年7月20日に法人化

## 3 多賀城市鶴ヶ谷児童館、西部児童センター及び放課後児童クラブ管理運営実績評価委員会の概要

### (1) 評価委員会の開催日時等

日時 令和2年8月25日（火）午前9時から午前11時30分まで

会場 多賀城市役所3階 第1委員会室

### (2) 評価委員会の委員

役職	氏名等	区分
委員長	東北学院大学教養学部地域構想学科教授 増子 正	学識経験者又は有識者
委員	特定非営利活動法人いわてNPO-NETサポ ート事務局長 菊池 広人	学識経験者又は有識者
委員	多賀城小学校校長 丸田 浩之	学識経験者又は有識者
委員	江部 喜江	児童館等を利用する児童 の保護者
委員	引地 ますみ	放課後児童クラブを利用 する児童の保護者
委員	市長公室長 小野 史典	市職員
委員	教育委員会事務局教育部長 松岡 秀樹	市職員

### (3) 評価委員会の評価方法

#### ア 評価基準

委員ごとに7の評価項目を次の1点から5点までの5段階で評価（委員一人当たり35点満点）

点数	基準
5点	大変優れているレベルで実施した／大変優れている
4点	優れているレベルで適切に実施した ／優れている高度な能力を有している
3点	適切に実施した／普通
2点	概ね適切に実施したが、一部に不適切な部分があり、改善済である ／劣っている
1点	不適切な部分があり、改善の見込みがない／大変劣っている

#### イ 総合評価

委員7人の評価の合計が147点（245点満点の6割）以上となった場合に「適切」とし、さらに適切の場合は次の3段階で評価

総合得点	評価
196点～245点	適切（優）
172点～195点	適切（良）
147点～171点	適切（可）
49点～146点	不適切（不可）

### (4) 評価委員会の評価結果

指定管理者からの実績報告の説明の後、質疑・評価を行い、次の点数により適切（良）の評価を得た。

総合得点	評価
191点	適切（良）

※ 詳細については、次ページ「多賀城市鶴ヶ谷児童館、西部児童センター及び放課後児童クラブ管理運営実績評価委員会評価基準及び採点表」のとおり。

多賀城市鶴ヶ谷児童館、西部児童センター及び放課後児童クラブ管理運営  
実績評価委員会評価基準及び採点表

評価項目		評価の視点	A	B	C	D	E	F	G	合計	平均				
1	(1)	児童健全育成事業 児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、自主性、社会性及び創造性を高め、情操を豊かに取組を実施したか。 運動を主体とした遊びを通し、運動に親しむ習慣の形成、運動の仕方、技能の習得等により、心と体の健康づくりを実施したか。 子どもの遊びの拠点及び居場所となり、必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることで、子どもの安定した日常生活支援を実施したか。 中学生・高校生等の年長児童の自主的な活動を支援する取組を実施したか。 事業が計画的に開催され、PR活動等の利用促進が図られたか。	3	4	5	4	3	5	4	28	4.0				
			(2)	地域交流促進事業 児童館等利用者や児童クラブ利用者と地域の人々が連携して事業を実施し、地域コミュニティの活性化と活動団体の育成支援に配慮していたか。 地域の組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を適切に担うことができたか。 事業が計画的に開催され、PR活動等利用促進が図られたか。	3	4	4	4	4	4	3	26	3.7		
					(3)	放課後児童健全育成事業 利用児童に授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を実施したか。 利用希望者に対する申請等の手続は適切に行われたか。 学校や市などの関係機関や児童クラブの保護者等との連絡調整及び連携に配慮していたか。 利用者の意見やニーズを把握し、それらを反映させる取組がなされたか。	5	5	5	3	3	5	4	30	4.3
							(4)	子育てひろば事業 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切な対応を実施していたか。 子育て家庭に対する相談・支援を行い、子育て交流の場を提供し、子育て家庭内でのストレスを軽減するなど、地域における子育て家庭に配慮されたか。 子育て家庭の潜在的なニーズを調査・分析し、利用者の増加に努めたか。	3	5	4	4	4	5	4
2	(1)	管理運営体制 児童館等が中心となり、一体的な管理運営を行うための取組がなされ、その効果があったか。 各児童館、各児童クラブで統一した対応を行うための取組がなされ、その効果があったか。	4	5	4	4	4	5	4	30	4.3				
												(2)	職員育成体制 職員に対しその資質の向上のための研修の機会を確保し、その効果があったか。 職員には、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めさせる取組がなされ、またその効果があったか。		
3	(1)	安全対策・危機管理体制 安全管理に十分配慮し、火災や損傷等を防止して財産の保全を図るとともに、緊急時の安全確保や不測の事態についてのマニュアルを作成し、利用者及び従事者の安全確保に努めたか。 避難訓練等を実施し、緊急時に的確に対応できるよう備えたか。	5	5	3	3	4	4	3	27	3.9				
												(2)	施設管理 施設の管理運営にあたる人員配置は適切であったか。		
4	(1)	財政状況 財政基盤が安定しているか。 運営が安定しているか。	3	3	3	3	3	3	3	21	3.0				
												合計点(7項目)		26	31

総合得点(平均点)	審査の目安
196点～245点(4.0以上)	適切(優)
172点～195点(3.5以上)	適切(良)
147点～171点(3.0以上)	適切(可)
49点～146点(3.0未満)	不適切(不可)

## (5) 評価委員会からの付帯意見

### ア 良いと感じた点、期待できる点など

- (ア) 毎年改善してより良い取組を行う姿勢は非常に素晴らしい。
- (イ) 真剣に取り組み、また実践している管理者に子どもたちをお任せできる点は、保護者の方も安心できるのではないか。
- (ウ) 様々な事業においてよく工夫しており、異学年交流が多い事業や子どもたちの思い出に残るように取り組んでいること。
- (エ) 放課後児童支援員が保護者の想いに寄り添いながら対応できている点について評価したい。
- (オ) 放課後児童支援員への積極的な研修により、職員能力の向上、使命感の高まり、自主性が身についていること。
- (カ) ボランティアの方々を活用しながら、地域に関わっていくという思いが感じられた。
- (キ) 館内の衛生面の配慮が行き届いている。
- (ク) 職員研修にも力を入れており、放課後児童支援員の資格をなるべく取らせるようにしているなど、人材育成にもよく取り組んでいる。

### イ 心配・不安に感じた点、課題になると思われる点など

- (ア) 児童館は子育て支援施設なので、施設に来ない人達へのアプローチや出前児童館等への工夫、地域団体等への支援がもう少し必要と思われる。
- (イ) 小学生と中高生の交流への支援や児童の健康増進、情操豊かになるような意図的な働きかけを推進していただきたい。
- (ウ) 災害が起きた場合の保護者への伝達手段（メール配信）が不十分ではないかと心配である。メール配信システムが機能しない場合に備えて、利用者向けのマニュアルの作成が必要ではないかと思う。
- (エ) 自治会や町内会等の地域団体との連携を深めるためには、行政側の積極的な仲介などの支援が必要と思われる。
- (オ) 市の児童健全育成のビジョンを市と共有しながら、第2期に繋げていただきたい。
- (カ) 児童館の来館者数が減少していることは不安である。
- (キ) 緊急時の安全対策マニュアルである児童館ハンドブックについて、非常勤職員には抜粋版のみ配布していることは危機管理の面で不安である。常勤、非常勤の区別なく対応できるようにしていただきたい。

## (6) 評価委員会からの選定方法に関する意見

### ア 指定管理者候補者の選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募することを基本とするが、合理的な理由がある場合は、公募によらないことができる。

○多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抄）

（指定管理者の公募）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときは、公募によらないことができる。

(1)～(7) 略

○多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（抄）

（公募によらない選定理由）

第2条 条例第2条ただし書に規定する合理的な理由は、次のとおりとする。

- (1) 専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定されること。
- (2) 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること。
- (3) 現にその管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。

### イ 選定方法に関する意見

上記の評価結果を踏まえ、令和3年4月1日以降も同法人に指定管理業務を担っていただくことが適切であるかどうか委員に意見を聴取したところ、7人全員が適切であるとの意見であった。

## 4 行政経営会議での審議・決定

### (1) 概要

令和2年9月7日（月）に開催した令和2年度第11回行政経営会議において、多賀城市鶴ヶ谷児童館、西部児童センター及び放課後児童クラブの次期指定管理者

候補者について、「多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第2条ただし書の規定により、現指定管理者を次期指定管理者の候補者として非公募により選定することを決定した。

## (2) 非公募により選定する理由

次期指定管理者の候補者の選定方法については、次のアからウまでの視点により、非公募により選定することが適当と判断した。

### ア 理念・方針

本市は、次代を担う子どもたちを安心して生み育てることができ、親と子が健やかに暮らすことができる地域づくりを目指すこととしている。こうした中、現在の指定管理者であるMIYAGI子どもネットワークは、児童館、児童センターの活動において、放課後や休日に子どもたちが大人に見守られながら、安全・安心に、生き生きと活動できる環境を整え、子どもの健全育成と保護者への支援の中核を担っている。

また、放課後児童クラブでは、児童の生活の場として、児童、保護者、支援員の繋がりや信頼関係が大切であり、短期間で運営体制が変わったり、職員が入れ替わることで、児童や保護者との信頼関係が崩れてしまう懸念がある。

MIYAGI子どもネットワークは、児童館、児童センターを中心に放課後児童クラブと一体的な運営を行うなかで、子どもに関する部署、協議会等と連携が図られており、関係機関にとっても影響が大きいものである。

### イ 具体的成果

今期においては、主に次の成果を上げている。

- (ア) 放課後児童クラブは、児童の主体的な活動を支援するという理念で運営され、利用者の大幅な増加への対応が行われていること。
- (イ) 児童館では、地域のボランティアも多く参加し、充実した事業が実施されていること。また、指定管理事業以外の資源を活用した団体独自の取組が行われていること。
- (ウ) 職員研修を通じて個人や全体のスキルアップに積極的に取り組んでおり、また、組織体制の改善が必要に応じて行われていること。

### ウ 評価委員会の結果

令和2年8月25日（火）に開催された多賀城市鶴ヶ谷児童館、西部児童センター及び放課後児童クラブ管理運営実績評価委員会において、評価委員会からは「課題を毎年改善し、より良いものになっていることを踏まえ、非公募で引き続

き指定管理を担っていただいているかどうか」との意見が提出された。

## 5 多賀城市鶴ヶ谷児童館、西部児童センター及び放課後児童クラブ指定管理者選定委員会の概要

### (1) 選定委員会の開催日時等

日時 令和2年10月20日（火）午後2時から午後5時まで

会場 多賀城市役所3階 第2委員会室

### (2) 選定委員会の委員

役職	氏名等	区分
委員長	宮城学院女子大学教育学部教育学科教授 磯部 裕子	学識経験者又は有識者
委員	三國 紀子	児童館等を利用する児童の保護者
委員	佐藤 聡子	放課後児童クラブを利用する児童の保護者
委員	市長公室長 小野 史典	市職員
委員	市民経済部長 但木 正敏	市職員
委員	教育委員会事務局教育部長 松岡 秀樹	市職員



### (3) 選定委員会の評価方法

#### ア 評価基準

委員ごとに8の審査項目を次の1点から5点までの5段階で評価（委員一人当たり40点満点）

点数	基準
5点	優れている
4点	やや優れている
3点	普通
2点	やや劣っている
1点	劣っている

#### イ 総合評価

委員6人の評価の合計が144点（240点満点の6割）以上となった場合に「適切」とし、さらに適切な場合は次の3段階で評価

総合得点	評価
192点～240点	適切（優）
168点～191点	適切（良）
144点～167点	適切（可）
48点～143点	不適切（不可）

### (4) 選定委員会の評価結果

指定管理者指定申請者からの企画提案の説明の後、質疑・評価を行い、次の点数により適切（良）の評価を得た。

総合得点	評価
185点	適切（良）

※ 詳細については、次ページ「多賀城市鶴ヶ谷児童館、西部児童センター及び放課後児童クラブ指定管理者選定委員会評価基準及び採点表」のとおり。

多賀城市鶴ヶ谷児童館、西部児童センター及び放課後児童クラブ指定管理者選定委員会評価基準及び採点表

審査項目		審査の視点	A	B	C	D	E	F	合計	平均
1 管理運営計画	(1) 管理運営基本方針	・施設の設置目的に合致しているか	5	4	4	4	5	4	26	4.3
		・管理運営業務全般の方針は適切か								
	(2) 人員配置	・施設の管理運営にあたる人員配置は適切か								
	(3) 職員研修	・職員研修等による職員の指導育成は十分であるか								
(4) 施設設備の維持・管理	・施設の維持管理、安全管理は適切か									
2 事業計画	(1) 児童健全育成事業	・児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、自主性、社会性及び創造性を高め、情操を豊かにする具体的な取組はあるか	4	4	4	4	4	5	25	4.2
		・運動を主体とした遊びを通し、子どもの発達特性の理解、運動に親しむ習慣の形成、運動の仕方、技能の習得等により、心と体の健康づくりをする取組はあるか								
		・子どもの遊びの拠点及び居場所となり、必要に応じて子育て家庭や地域の子育て環境の調整に配慮した支援などを図ることにより、子どもの安定した日常生活を支援する具体的な取組はあるか								
		・中学生、高校生等の年長児童の自主的な活動を支援する取組はあるか								
(2) 地域交流推進事業	・地域の組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、必要に応じて地域へ出張することにより、地域の子どもの健全に育成する拠点としての役割を担う体制があるか	4	4	3	4	3	4	22	3.7	
(3) 放課後児童健全育成事業	・放課後児童クラブにおいて、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る具体的な取組はあるか	5	5	4	3	3	5	25	4.2	
(4) 子育てひろば事業	・関係機関と連携しながら、子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、及び早期に発見できる体制があるか	4	4	3	4	4	4	23	3.8	
3 危機管理体制	(1) 個人情報の保護	・個人情報保護に関する制度を理解しているか	4	4	3	3	5	3	22	3.7
		・個人情報保護の対策は十分であるか								
	(2) 安全管理	・日常の事故防止、安全対策は十分であるか								
(3) 緊急時の体制	・災害等緊急時の体制は万全であるか									
4 サービス向上	(1) ニーズの把握	・利用者からの意見・要望を把握する方策があるか	5	4	3	4	4	4	24	4.0
		・利用者からのクレーム等に迅速に対応できる体制があるか								
(2) サービスの向上	・利用者からの意見・要望を運営に反映できる体制があるか									
	・事業計画に対する自己評価を行い、業務改善を図る体制があるか									
5 安定的経営	(1) 団体の経営能力	・事業収支計画は妥当なものか	3	3	3	3	3	3	18	3.0
		・経費の低減に対し、創意工夫があるか								
合計点(8項目)			34	32	27	29	31	32	185	31

総合得点(平均点)	審査の目安
192点～240点(4.0以上)	適切(優)
168点～191点(3.5以上)	適切(良)
144点～167点(3.0以上)	適切(可)
48点～143点(3.0未満)	不適切(不可)

## (5) 選定委員会からの付帯意見

### ア 良いと感じた点、期待できる点など

- (ア) 子どもたちに向き合う真面目で真摯な姿勢が良い。今後も引き続き、子どもたちと向き合っていたきたい。
- (イ) 今後の事業方針の中で、子どもの利益を最優先していることが全面に出て良かった。
- (ウ) これまでの取組で蓄積されたノウハウを生かして、中高生や地域のボランティアなどの地域の力を事業運営に活かすための努力や工夫がされている。
- (エ) 児童館の館内やトイレはきれいで清潔感を感じる。また、駐車場が広いので移動がしやすい。児童館は駐車場が重要と思われるので、大変ありがたい。
- (オ) 放課後児童クラブを利用しているが、支援員の方々に全て一任しており、感謝しかない。
- (カ) 法人の理念がしっかりしており、それを踏まえて各事業に取り組んでいる。子どもたちのために、非常に真摯に学校でも家庭でもない居場所としての児童館、あるいは放課後児童クラブで在り続けるということをととても大事にしていると感じた。子どもが学校や家庭以外でも安全・安心に過ごせることは大事なことなので、学校では見れない、家庭ではできない子どもの活動を実現してほしいと思う。

### イ 課題になると思われる点、今後取り組むべき点など

- (ア) 放課後児童クラブなどで、日々子どもと接している中で、子どもの個性や持ち味など、成長に繋がるきっかけとなる情報を学校や保護者と共有することで、子どもの成長を促すことも今後必要ではないか。MIYAGI子どもネットワークだからこそできる取組であると感じる。
- (イ) 子どもたちが大人になった時に、多賀城で育って良かったと思ってもらえる場所であるために、地域の方々と一体となって、子どもたちの成長を見守っていただきたい。
- (ウ) 児童館、児童センターの利用が時間的に難しい子どもでも、児童館を利用できる仕組みがあると良いと感じた。
- (エ) 長期休みは放課後児童クラブの利用者が増えるので、児童館利用者には利用しづらい環境となっている。長期休みも児童館に行きやすい取組が必要であると感じる。

- (オ) 放課後児童クラブなどで、子どもが集団生活の中で他者とどのような関わりを持っているのか保護者は知りたいと感じているのではないか。定期的な面談や書面でも良いので、子どもの成長に関する情報を保護者と共有する機会があると良い。
- (カ) 施設運営の話は、大人目線の話になりやすいが、一番大事なのは子どもの気持ちなので、子どもの意見を取り入れていただき、大人がそれをサポートする仕組みを取り入れると良いのではないか。
- (キ) 各事業のPDCAサイクルを、児童館職員あるいは子ども自身が行うなど、もう少し明確になると良いと感じた。
- (ク) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、放課後児童クラブの子どもたちが一日児童館を利用している環境が続き、大変苦勞されたと思うが、今後このようなことが起きる可能性はあるため、臨時や定期的な長期休み中の在り方を考えていく必要がある。
- (ケ) 新型コロナウイルス感染症の影響により学校が休みになったことで、保護者は毎日お弁当を作るなど、大変苦勞されていたと思う。一部（他市町村）の放課後児童クラブでは、食費を徴収し、食事の提供をしている例もある。これまでどおりではない、新しい生活様式の新しい放課後児童クラブを考えて取り組んでいただきたい。

## 6 特定非営利活動法人M I Y A G I 子どもネットワークの企画提案の概要（抜粋）

### (1) 施設の管理運営計画

#### ア 管理運営の基本方針

児童館は、0歳から18歳までのすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し、情操を豊かにすることを目的とした施設です。どの子にとっても心地よく過ごせる魅力的な児童館を目指し、主に、次のことに留意し運営します。

- (ア) 児童厚生施設の目的に基づいた管理運営を行い、子どもの最善の利益を考慮し、健全な遊び、健康増進、情緒豊かに育つ環境作りを目指します。
- (イ) 地域の方に信頼される児童館となるために、従業員に必要な研修とその資質向上に努めてまいります。
- (ウ) 児童福祉法ほか各種の法令を遵守し、保育所等の児童福祉関係施設や保健センター等の専門機関、地域の各種団体との連携に努めてまいります。

## イ 施設の管理運営に当たる人員配置

安心・安全の中で充実した事業を展開するため、人員については、多賀城市との協定等に基づき、児童館ガイドライン及び放課後児童クラブ運営指針に示された基準を超える配置に努めてまいります。

## ウ 適正な管理運営のための職員研修

「よき人材の育成」は、最も力を入れてきました。団体全体の研修、経験年数や役職に応じた研修、更にテーマを絞ったトピック研修やブラッシュアップ研修は今後も継続し、更に充実させてまいります。また、施設の利用者の満足度を高めたり、職員のモチベーション向上研修等も行い、そのほか県や市、他団体による様々な研修にも、積極的に参加するよう努めてまいります。

## エ 施設整備の維持管理

指定管理者としての責任を自覚し、利用者の安全と利便性を考慮して、施設の管理を行います。また、多賀城市とよく協議し、地域に開かれた児童館となるように努めます。

## (2) 事業計画

### ア 児童健全育成事業

#### (ア) 児童館運営に対する考え方及び内容

上記基本方針のとおり、どの子にとっても安心して楽しく過ごせる児童館を目指すとともに、子どもや子育て中の親を中心とした地域コミュニティの核となるような児童館運営に取り組みます。

#### (イ) 児童の発達段階に応じたサービス提供に対する考え方

##### a 乳幼児期

飲食可能なスペースの提供、遊具・おもちゃ・絵本などを使用し、楽しく過ごせる環境の整備に努め、同年齢の子ども同士や親子のふれあい行事を実施します。また、育児不安を抱える家庭に子育て支援に関する情報を提供するとともに、子どもの発達段階に応じた企画や、気軽に育児についての学習・相談の場の環境の整備に努めます。

##### b 小学生期

学校や家庭、地域団体と連携しながら、様々な体験を通し、子どもを健全に育ててまいります。また、多賀城市の歴史や文化に親しみ、子どもたちの郷土愛を育む行事を実施します。

c 中高生期

児童館への理解を深め、職場体験やボランティアの受入れに努めます。

また、中高生が自主的に企画できる事業に取り組むほか、児童館が、ストレスを抱えた子どもが安心して過ごし、相談できる場所となるよう努めてまいります。

**(ウ) 第1期の評価と課題を踏まえた新たな事業提案**

多賀城市の歴史や文化に親しみ、郷土愛を育むために、東北歴史博物館や多賀城史遊館と連携した事業を行います。また、児童館に行きたくても難しいという親子のために、出前児童館等の事業をより一層工夫し、こちらから地域に出向く児童館運営に努めてまいります。

**イ 地域交流推進事業**

**(ア) 地域交流の推進に当たっての理念及び基本方針**

児童館は0歳から18歳までの子どもと、子どもに関わる大人のための拠点施設であると考え、地域の子育て支援拠点となる児童館を目指します。また、地域の声に耳を傾け、地域の問題やニーズ、児童館への要望などを把握し、地域交流の推進を目指すとともに、地域の方の子育て支援につながる自主活動の促進を行ってまいります。

**(イ) 地域特性を考慮した地域連携事業の具体的な提案**

地域懇談会等において、市内各学校や地区民生委員・児童委員協議会等と連携し、子どもの健全育成を図るとともに、乳幼児親子や児童を対象とした交流事業を実施します。また、友好都市である山形県天童市と、将棋を通じた交流を継続してまいります。

**ウ 放課後児童健全育成事業**

**(ア) 放課後児童クラブ運営に対する考え方及び内容**

児童福祉法や放課後児童クラブの設備及び運営の基準を遵守し、児童にとって児童クラブが、家庭と同様に生活習慣を守り、健康に留意して過ごせるよう配慮するとともに、保護者との連携を密にし、保護者の希望を取り入れながら、児童の成長を助ける役割を担うよう努めてまいります。少人数から集団まで遊べるような日常的な遊び等を充実させ、1年生から6年生まで一人ひとりが生き生きと活動できるよう配慮し、また、学校や家庭と連携し、ひとり親家庭や悩みを抱える保護者や児童に対する相談支援を行います。

## **(イ) 保護者、学校、放課後子ども教室等との連携の考え方及び内容**

保護者の考えや、家庭における児童の様子を理解した上で、児童一人ひとりに寄り添った運営を目指します。また、小学校と情報交換会を実施するなど、児童クラブが学校と家庭をつなぐ役割を担うとともに、放課後子ども教室の企画・運営に協力し、児童の豊かな放課後を保障するよう努めてまいります。

## **(ウ) 障害児等の支援を要する児童の利用に対する考え方及び内容**

可能な限り受入れを行い、児童が障害を理解し、共生できるよう努めてまいります。職員は障害の特性について学習し、ケース会議を実施します。児童発達支援センター等の専門機関のほか、障害児学童保育を行っている団体とも連携し、支援してまいります。

## **エ 子育てひろば事業**

### **(ア) 子育てひろば事業に関する理念及び基本方針**

地域と共に乳幼児期から中高生世代まで継続的に切れ目のない支援を行います。児童の幸福を最優先に考え、親や地域住民、関係機関との連携を更に深めて、子育て支援者のネットワークを強化します。また、子育て家庭の問題が複雑化、多様化することに伴い、支援を行う職員が十分な知識と能力を有する必要があるため、職員の採用時にソーシャルワークのスキルを獲得する学習を行い、その後も適宜研修を行うよう努めます。子育てが楽しいと実感できるまちづくりに向けて子育て支援の充実を目指してまいります。

### **(イ) 地域特性を考慮したサービス提供の考え方及び内容**

子育て世帯と地域が交流する機会を創出し、子育て中の親の居場所づくり・友達づくり・情報交換の場を設け、子育て支援施設の充実に努めてまいります。また、多賀城市は転入・転出が多いという実態があるため、専門家の講話や発達相談、子育て支援情報の提供、親教育支援プログラム（NPプログラム）の開催など、託児事業のスタッフの協力を得て様々な学びの場を提供し、引きこもりがちな親子が遊びに来る児童館を目指してまいります。

## **(3) 安全対策・危機管理体制**

### **ア 個人情報の保護**

指定管理者として、多賀城市が示す個人情報取扱特記事項・情報セキュリティポリシー・仕様書に基づき対応してまいります。放課後児童クラブ利用にあたっては、家庭の状況や障害について記した書類を扱うほか、保護者が職員に家庭の問題を相談するなど、個人情報を取り扱うことが多いため、徹底した個人情報の

保護に努めてまいります。

## **イ 安全管理**

地域の人が気軽に利用できる開かれた児童館づくりと、外部の侵入者から守るという2つの目的を達成するために、様々な事故・犯罪・災害を想定して、防止策を講じておくことが肝要と考えます。事故や犯罪、災害を想定したマニュアルの作成及び訓練を実施するほか、児童館独自でヒヤリハット集を作成し、事故防止について職員間で共有します。

## **ウ 緊急時の体制**

児童館長を中心に事故や災害、感染症等の対応を迅速に行う体制を整備し、仕様書や法人が作成する安全管理・危機管理マニュアルに基づき行動します。また、自然災害時の連絡体制を整え、連絡体制の強化に努めてまいります。

## **(4) サービス・満足度向上の取組**

### **ア ニーズの把握**

#### **(ア) 指定管理者としての責任体制**

常に、多賀城市と連携しながら、利用者から寄せられた要望や意見を把握するとともに、苦情等への対応にも努めてまいります。また、毎月職員会議を開催し、職員全員で情報を共有することで、サービスの向上に努めてまいります。

#### **(イ) 児童館における責任体制**

利用者へのサービス提供や苦情対応についての研修が十分できる環境を保障するとともに、職員の職務分担を定め、各自が責任をもって行動できる環境を整えてまいります。また、意見箱の設置、利用者アンケートの実施、利用者懇談会などを行い、利用者のニーズ把握に努めてまいります。

### **イ サービスの向上**

利用者の立場に立ってサービスの評価を行う必要があるため、利用者アンケートによる自己評価のほか、外部からも評価をいただき、当該評価を今後のプログラムに反映させることで、サービスの質の確保と向上を目指してまいります。また、地域の方の力を活かすなど、地域の特性に応じた運営に努めてまいります。

## **(5) 団体の経営能力**

令和3年度以降の法人・児童館運営の基本方針として、団体設立時の活動理念を堅持し、引き続き、指定管理事業、託児事業、子育て支援の情報提供に努め、より一層の充実・飛躍を目指します。法人職員が仕事と家庭を両立させ、その能力を十



分発揮できるよう行動計画を策定・実行し、厚生労働省から子育てサポート企業として認定を受けるよう努めます。また、法人として、子ども食堂や不登校カフェなどを運営する団体との連携及び活動支援を考えています。これらの基本方針に基づき、法人職員の雇用の継続、基本的な収入源である指定管理料の適正な執行などに努めることで、持続的に安定した法人・児童館経営を目指してまいります。

## (6) 職員体制

職種		雇用形態	人数
児童館	館長	常勤職員	2人
	副館長		2人
	児童厚生員		4人
放課後児童クラブ	クラブリーダー		6人
	放課後児童支援員等		6人
		短時間勤務職員	47人
計			67人

## (7) 指定管理業務に要する指定管理料事業者提示額

区分	指定管理料事業者提示額
令和3年度	180,000,000円
令和4年度	180,000,000円
令和5年度	180,000,000円
令和6年度	180,000,000円
令和7年度	180,000,000円
計	900,000,000円